

番号法制定に係る島根県個人情報保護条例の改正について

答 申

平成 27 年 5 月  
島根県個人情報保護審査会

まえがき

島根県個人情報保護審査会は、島根県個人情報保護条例に基づく実施機関の諮問に係る事案の審議あるいは個人情報保護制度に関する重要事項について建議する等を目的として、平成 14 年 4 月に知事の附属機関として設置され、これまで適切な運用を行っているところです。

このたび「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）」が制定され、個人番号を付番し社会保障・税・災害対策等の分野において活用することで、給付と負担の公平化・行政事務の効率化により、国民の利便性の向上が図られることとなっています。

一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正な追跡・突合、財産その他の被害等が懸念されるところです。そのため、番号法では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）等に準じ地方公共団体は、個人情報保護に関して、必要な措置を講じることとされています。

このような中、島根県個人情報保護審査会は、平成 26 年 12 月に、島根県知事から、「番号法の制定に係る島根県個人情報保護条例の改正について」諮問を受けました。これに対し同審査会で 5 回にわたり審議し、このたび答申にまとめることに至りました。

今後、島根県が、この答申の趣旨を踏まえて、条例改正等の必要な措置を講じ、個人情報保護制度のより一層の充実を図られることを要望いたします。

平成 27 年 5 月 15 日

島根県個人情報保護審査会

会長 藤田 達朗

## 目次

1	利用目的以外の目的での利用に関する事	1
2	提供の制限に関する事	3
3	開示請求等に関する事	6
4	利用停止の請求の条件に関する事	8
5	開示請求に係る費用負担の減免に関する事	10
6	他の条例等による開示実施との調整に関する事	12
7	開示・訂正時の移送に関する事	13
8	訂正の通知先に関する事	14
9	その他	
	(1) 番号法に関する新しい定義の追加に関する事	15
	(2) 措置要求の適用除外に関する事	17

## 参考

- 1 島根県個人情報保護審査会の審議状況
- 2 島根県個人情報保護審査会の委員名簿

### 【法令略語】

番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
独立行政法人等個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
条例	島根県個人情報保護条例

## 1 利用目的以外の目的での利用に関すること

特定個人情報<sup>1</sup>は利用目的以外の目的での利用について、通常の個人情報よりも利用が許容される例外事由をさらに厳格に限定することが妥当である。

また、情報提供等記録<sup>2</sup>については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での利用を禁止することが妥当である。

### (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用の制限

現行の条例第6条では、原則、利用目的以外の目的のために個人情報を利用することができないが、その例外として、以下の場合には目的外利用ができる旨定められている。

- ① 本人の同意があるとき
- ② 法令等の規定に基づくとき
- ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ④ 当該実施機関の事務を遂行する上で、当該個人情報を使用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき

一方、番号法第29条では、目的外利用が認められる場合を限定しており、具体的には、以下のいずれかの場合のみ、目的外利用することができ、行政機関個人情報保護法第8条における目的外利用に関する規定を読み替えている。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき
- ② 激甚災害時等に、金融機関等があらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払いを行なうために必要な限度で利用するとき

【参考】番号法第29条読替後の行政機関個人情報保護法第8条（利用及び提供の制限）

第8条 行政機関の長は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

3～4 〔略〕

【参考】番号法第9条（利用範囲）

第9条 〔略〕

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第225条第1項第11号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

また、番号法第31条では、地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、番号法の規定により国の行政機関等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされている。

については、現行の条例の改正にあたり、番号法第 31 条の趣旨を踏まえ、特定個人情報情報は利用目的以外の目的での利用について、通常の個人情報よりもさらに厳格に利用が許容される例外事由を限定することが妥当である。

【参考】番号法第 31 条（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）

第 31 条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

## （2） 情報提供等記録の目的外利用の制限

番号法第 30 条による行政機関個人情報保護法第 8 条等の読み替え規定を踏まえ、目的外利用が認められる例外事由を厳格に限定している。前記の情報提供等記録以外の特定個人情報については、一定の場合は目的外利用を認められる旨が定められているが、情報提供等記録については、目的外の利用がそもそも想定されないことから、目的外利用を一切禁止している。

については、現行の条例の改正にあたり、番号法第 31 条の趣旨を踏まえ、同法第 30 条の規定に準じて目的外利用を一切禁止することが妥当である。

【参考】◆番号法第 30 条読替後の行政機関個人情報保護法第 8 条（利用及び提供の制限）

第 8 条 行政機関の長は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

## 【現行の条例】

（利用の制限）

第 6 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 当該実施機関の事務を遂行する上で当該個人情報を使用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

## 2 提供の制限に関すること

番号法において特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第 19 条各号に掲げられた場合に限定されているため、個人情報保護条例上も特定個人情報を提供できる場合を同条各号に掲げられた場合に制限することが妥当である。

また、オンライン結合を制限する規定が条例上に置かれているため、番号法第 19 条各号に掲げられた場合にはオンライン結合を可能とすることが妥当である。

### (1) 提供の制限

現行の条例第 7 条では、原則として利用目的以外の目的のために個人情報を提供することができないが、その例外として以下の場合には目的外提供ができる旨が定められている。

- ① 法令等の規定に基づくとき
- ② 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ④ 他の実施機関等に提供する場合で、当該個人情報を使用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

一方、番号法第 19 条では、特定個人情報を提供することができる場合を、番号法第 19 条に列挙された場合のみに限定している。特定個人情報が不正に提供されると、個人に関する様々な情報が流通されたり、本人の意図しない方法で利用されたりして、個人のプライバシーを侵害する恐れがある。

具体的には、以下のいずれかの場合にのみ、特定個人情報を提供することができる。

- ① 個人番号利用事務を処理するため、個人番号関係事務実施者、本人等に対して提供する場合
- ② 個人番号関係事務実施者から提供を受ける場合
- ③ 本人又はその代理人からその特定個人情報の提供を受ける場合
- ④ 地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報を提供する場合
- ⑤ 特定個人情報の取扱いを委託する場合
- ⑥ 住民基本台帳法の規定により提供する場合
- ⑦ 情報提供ネットワークシステムを利用して提供する場合
- ⑧ 国税庁長官、他の市区町村長、他の都道府県知事に地方税に関する特定個人情報を提供する場合
- ⑨ 条例で定めるところにより地方公共団体の他の機関に提供する場合
- ⑩ 株式等振替制度における提供
- ⑪ 特定個人情報保護委員会への提供
- ⑫ 一定の公益上の必要があるとき
- ⑬ 生命・身体・財産の保護
- ⑭ 特定個人情報保護委員会規則に基づく場合

については、現行の条例の改正にあたっては、番号法第 19 条の個人番号の提供を求めはならないという義務を地方公共団体も同様に負うことになるため、番号法第 19 条と同じく規定することが妥当である。

## (2) オンライン結合

現行の条例第7条第3項では、個人情報の不正提供を防止するために、条例でオンライン結合を原則禁止（法令等の規定に基づくとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときを除く。）している。

一方、番号法第19条では、特定個人情報の不正提供を防ぐため、提供の制限を定めている。また、番号法第21条では、個人番号を導入し、適切な情報連携を行うことで行政サービスの向上・国民の利便性向上・業務効率化等を図るため、情報を迅速、正確、安全に連携する必要がある、番号制度では、情報提供ネットワークシステムを設置し、不正な提供がなされないようにするとともに、特定個人情報の迅速、正確、安全な情報連携を図ることとしている。

また、番号法第22条では、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供の求めを受けた者は、情報提供者に対し、特定個人情報を提供しなければならないとの提供義務を定めている。

### 【参考】◆番号法第21条（情報提供ネットワークシステム）

第21条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

- (1) 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第2に掲げるものに該当しないとき。
- (2) 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第27条（第3項及び第5項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

### 【参考】◆番号法第22条（特定個人情報の提供）

第22条 情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

については、現行の条例の改正にあたり、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行う義務が課されることとなるため、番号法第19条各号に該当する場合、特定個人情報を提供できるように、オンライン結合規制を適用除外することが妥当である。

## 【現行の条例】

### (提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 法令等の規定に基づくとき。
  - (3) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 他の実施機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、当該個人情報を使用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前号に掲げる者以外のものに提供する場合であって、犯罪の予防等を目的として提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、島根県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等について制限を付し、又は適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。
- 3 実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときを除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。



### 3 開示請求等に関すること

特定個人情報についてはその性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求及び訂正請求等を行うことが妥当である。

なお、特定個人情報は機微性が高い情報であることが多いため、任意代理の対象拡大にあたっては、なりすましの被害の可能性も考えられるので、不正請求を防止するための必要な対策を講じることが妥当である。

現行の条例第 11 条では、個人情報の開示請求等については、未成年者又は成年被後見人の法定代理人を認めている。

一方、特定個人情報は大量に授受され、情報連携が不正に行われることへの県民への懸念も大きいと思われることから、本人が、これらの権利を行使し、特定個人情報の取扱いの適正を確保することの意義は、一般の個人情報と比較して大きいと思われる。

そのため、番号法第 31 条では、特定個人情報の開示請求等の措置を講じることが義務付けられ、インターネット利用が困難な者や、成年被後見人がいない者で自身ではこれらの請求を行うことが困難である者等についても、開示請求等を行う道が開かれることになる。

については、現行の条例の改正にあたり、番号法第 29 条及び第 30 条による行政機関個人情報保護法第 14 条の読替規定をふまえ、地方公共団体が有する特定個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講ずるものとする番号法第 31 条の趣旨から、特定個人情報の開示請求等については、本人の任意代理人による請求を認めることが妥当である。

なお、特定個人情報は機微性が高い情報であることが多いため、任意代理の対象拡大にあたっては、なりすましの被害の可能性も考えられる。

については、請求者である任意代理人の真正性を更に確保するように、必要な対策を講じることが妥当である。

また、現行の条例第 13 条第 2 項では、本人と法定代理人との利益相反が生じる場合に非開示することを規定しているが、特定個人情報の開示に際しても、請求人本人の利益に反する場合に非開示にすることを認めることが妥当である。

【参考】◆番号法第 29 条及び 30 条読替後の行政機関個人情報保護法第 14 条（保有個人情報の開示義務）  
第 14 条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第 12 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 23 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

## 【現行の条例】

(開示請求)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書（島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されている自己の個人情報（第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第12条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) その他規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 〔省略〕

(開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 〔省略〕
- (2) 法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められる情報
- (3) 開示請求者（当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人をいう。以下この号及び第20条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 〔省略〕

(4)～(7) 〔省略〕

#### 4 利用停止の請求の条件に関すること

番号法では、特定個人情報について、番号法に違反する行為のうち特に不適正な取扱いが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例においても同等の措置を講ずることが妥当である。

なお、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めないことが妥当である。

##### (1) 利用停止請求の追加

現行の条例第 29 条では、個人の救済を図るため、個人情報について不適正な取扱いがなされた場合に利用停止請求が認められている。

一方 番号法第 29 条では、一般の個人情報同様、適正な取り扱い確保のため利用停止請求権が認められることに加え、番号法に違反する行為のうち特に不適正な取扱いが行われた場合についても、利用停止請求を認めるものとして行政機関個人情報保護法第 36 条において利用訂正請求事由に関し読み替えられている。

- ① 利用制限に対する違反
- ② 収集制限・保管制限に対する違反
- ③ ファイル作成制限に対する違反
- ④ 提供制限に対する違反

【参考】◆番号法第 29 条読替後の行政機関個人情報保護法第 36 条（利用停止請求権）

第 36 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第 3 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 8 条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第 8 条第 1 項及び第 2 項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

現行の条例の改正にあたり、番号法第 31 条の趣旨を踏まえて、情報提供等記録を除く特定個人情報について、同法第 29 条に準じ利用停止請求事由を追加することが妥当である。

##### (2) 情報提供等記録の利用停止請求を認めないこと

番号法第 30 条では、情報提供等記録の利用停止請求は適用除外となるものとして、行政機関個人情報保護法第 36 条において読み替えている。

情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや利用制限・提供制限の規定に

違反して利用・提供されることが想定し難い。仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報連携を安定的に情報提供ネットワークにおいて、不法・不正な提供がなされているかを確認することとしている。そのため情報提供等記録を停止せず利用し続ける必要がある。

については、現行の条例の改正にあたり、番号法第 31 条の趣旨を踏まえて、情報提供等記録については、同法第 30 条に準じ利用停止の請求を認めないことが妥当である。

【参考】◆番号法第 30 条読替後の行政機関個人情報保護法第 36 条（利用停止請求権）  
第 36 条の規定は適用しない。

### 【現行の条例】

(利用停止の請求)

第 29 条 何人も、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 2 項の規定により開示を受けた自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる

(1) 第 5 条各項の規定に違反して収集されたとき、又は第 6 条の規定に違反して利用されているとき。 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して提供されているとき。 当該個人情報の提供の停止

2～3 〔省略〕

## 5 開示請求に係る費用負担の減免に関すること

経済的な理由等によらずに、各個人が特定個人情報を容易に確認できるようにするという番号法の趣旨や個人参加の原則を踏まえると、開示請求に係る費用負担の減額又は免除の措置を講ずることが望ましいが、その取り扱いについては、慎重に検討したうえで判断する必要がある。

現行の条例第 23 条では、開示に係る費用負担は写しの交付に要する実費と規定している。手数料は徴収せず、実費を徴収する観点から減免規定は設けていない。

【参考】◆島根県個人情報保護条例施行規則第 9 条（公文書の写しの交付等）

第 9 条 公文書の写しを交付するときの交付の部数は、請求 1 件につき 1 部とする。

2 条例第 23 条に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

3 条例第 23 条に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

別表（第 9 条関係）

公文書の種類		写しの種類	費用の額	
文書又は図画	ファイルム以外のもの	乾式複写機により複写したもの	白黒 10 円 カラー 50 円 (1 枚当たり A3 まで)	
	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額	
	写真フィルム	印画紙に印画したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額	
電磁的記録		用紙に印刷したものを乾式複写機により複写したもの	白黒 10 円 カラー 50 円 (1 枚当たり A3 まで)	
		電磁的記録媒体に複写したもの	録音カセットテープ（120 分）に複写したもの	1 巻 170 円
			ビデオカセットテープ（VHS 方式 120 分）に複写したもの	1 巻 230 円
			光ディスク（CD-R）に複写したもの	1 枚 130 円

【参考】◆行政機関個人情報保護法施行令第 18 条（手数料）

第 18 条 法第 26 条第 1 項の規定により納付しなければならない（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 300 円

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 220 円

〔以下略〕

一方、番号法第 29 条及び第 30 条では、開示請求について、特定個人情報（情報提供等記録を含む。）が不正に取り扱われていないか、不正確に用いられていないかを国民が確認しやすくするという、個人参加の権利が求められている。国は、これらの国民の懸念に応えるために、本人の経済的事情の如何にかかわらず、自己に係る特定個人情報の取扱いを確認することができるよう、開示手数料の減額又は免除をすることが、行政機関個人情報保護法第 26 条において読み替えられて規定されて

いる。

【参考】※個人参加の権利（OECD（経済協力開発機構）プライバシー・ガイドラインの8原則）

1980年9月、OECD（経済協力開発機構）においてプライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告が採択され、個人情報の保護に関する8原則が示された。この8原則は個人情報保護に関する実質的な標準となっており、世界各国の個人情報保護に関する法令はこれに準拠している。当然、個人情報保護法制、JISQ15001（個人情報保護に関する規格）も準拠した内容になっている。

個人参加の原則

本人は次の権利を有する。

- ①個人情報の管理者等から、当該本人に関する情報を有しているか否か確認を得る。
- ②当該本人に関する情報についての本人からの求めに回答を得る（個人情報の管理者は、合理的な期間内に、手数料を定めた場合は合理的な金額で、合理的な方法で、かつ当該本人が容易に理解できる形式で応じなければならない。）

【参考】◆番号法第29条及び30条読替後の行政機関個人情報保護法第26条（手数料）

第26条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

については、現行の条例の改正にあたり、番号法の趣旨や個人参加の原則を踏まえると、開示請求に係る費用負担の減額又は免除の措置を講ずることが望ましいが、国とは異なり手数料を徴収せず、写しの交付に要する実費の徴収を行い、その徴収額も少額であるなどの現状も踏まえ、その取り扱いについては、慎重に検討したうえで判断する必要がある。

【現行の条例】

（費用負担）

第23条 この条例の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

## 6 他の条例等による開示実施との調整に関すること

他の条例等により同一の方法の開示が定められている場合に調整規定を設けているが、マイナ・ポータルによる情報開示の方がより住民の利便性が高い場合も想定されることから、他の条例等により同一の方法の開示が定められている場合でも、重ねて番号法に基づくマイナ・ポータルを通じた開示を可能とすることが妥当である。

現行の条例第 47 条では、一部を除き個人情報重ねて開示をしないように調整を行っている。

一方、番号法第 29 条及び第 30 条では、他の法令による開示の実施との調整について、行政機関個人情報保護法第 25 条において適用除外とするように読み替えられている。

今回新設される自己の特定個人情報や各種行政関連情報を閲覧することができるウェブサイト（「マイナ・ポータル」）による開示の実施の方が、他の法令による開示が行われる場合より利便性に資する場合が多いと考えられるため、特定個人情報（情報提供等記録を含む。）については、他の法令に基づく開示利用等とマイナ・ポータルによる開示を重ねて認めることとしている。

ついで、現行の条例の改正にあたり、番号法第 31 条の趣旨を踏まえ、同法第 29 条及び第 30 条の規定に準じて、特定個人情報について、開示を重ねて認めることが妥当である。

【参考】◆番号法第 29 条及び 30 条読替後の行政機関個人情報保護法第 25 条（他の法令による開示の実施との調整）  
第 25 条の規定は適用しない。

### 【現行の条例】

（他の制度との調整）

- 第 47 条 第 2 章及び前章の規定は、図書館その他これに類する施設（島根県公文書等の管理に関する条例（平成 23 年島根県条例第 3 号）第 4 条に規定する島根県公文書センターを除く。）において一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。
- 2 前章第 1 節の規定は、法令又は他の条例（島根県情報公開条例を除く。以下この条において「他の法令等」という。）の規定により、個人情報が第 21 条第 2 項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、適用しない。
  - 3 前章の規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正等を求めることができるときは、適用しない。
  - 4 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に訂正等の手続の規定がない場合には、当該個人情報をこの条例の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第 24 条第 1 項の規定を適用する。
  - 5 前章第 3 節の規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止を求めることができるときは、適用しない。
  - 6 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に利用停止の手続の規定がない場合には、当該個人情報をこの条例の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第 29 条第 1 項の規定を適用する。

## 7 開示・訂正時の移送に関すること

情報提供等記録については、他機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続を適用除外とすることが妥当である。

現行の条例第 19 条及び第 28 条の 2 では、個人情報の開示について迅速かつ適切な処理を図るため、他の機関から提供された個人情報について当該他の機関への移送を認めている。

一方、番号法第 29 条及び第 30 条では、行政機関個人情報保護法第 21 条の情報提供等記録の移送に関する規定の適用を除外するように読み替えられている。これは情報提供等記録が情報照会者と情報提供者の間での法定の事務であり、所定の特定個人情報を記録したものであるため移送の必要が認められないからである。

については、現行の条例の改正にあたり、番号法第 31 条の趣旨を踏まえ、同法第 29 条及び第 30 条の規定に準じて、情報提供等記録について他の機関への移送を認めないことが妥当である。

【参考】◆番号法第 29 条及び 30 条読替後の行政機関個人情報保護法第 21 条（事案の移送）

第 21 条の規定は適用しない。

### 【現行の条例】

（事案の移送）

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録された公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 [省略]

（事案の移送）

第 28 条の 2 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報が第 19 条第 3 項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正等の決定を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正等の請求をした者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 [省略]



## 8 訂正の通知先に関すること

情報提供等記録は情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することが妥当である。

現行の条例第 28 条の 3 では、個人情報の訂正を実施した場合、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、訂正を実施した旨を通知しなければならない規定がある。

一方、番号法第 31 条では、情報提供等の記録の訂正の場合には、必要があるときは、当該記録と同一の情報提供等の記録を保有する情報照会者または情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣に通知するものとして、行政機関個人情報保護法第 35 条において保有個人情報の通知先を規定するように読み替えられている。

については、現行の条例の改正にあたり、番号法第 31 条の趣旨を踏まえ、同法第 30 条の規定に準じて、情報提供等記録の訂正については、総務大臣及び情報照会者及び情報提供者に対し通知することが妥当である。

【参考】◆番号法第 30 条読替後の行政機関個人情報保護法第 35 条（保有個人情報の提供先への通知）

第 35 条 行政機関の長は、訂正決定（前条第 3 項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）号法第 19 条 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 【現行の条例】

（個人情報の提供先への通知）

第 28 条の 3 実施機関は、第 27 条第 1 項の決定に基づく個人情報の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

## 9 その他

### (1) 番号法に関する新しい定義の追加に関すること

番号法が平成 25 年 5 月 24 日に国会で成立し、同月 31 日に公布された。これによって、社会保障分野・税分野等において、全ての国民一人ひとりに「個人番号」が導入されることになった。この個人番号を付与した個人情報を「特定個人情報」という。また、特定個人情報のうち、情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の照会の記録を「情報提供等記録」という。この新設された定義を県の条例で「個人番号」、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を追加することが妥当である。

#### ① 個人番号

個人番号とは、番号法第 2 条第 5 項により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードを記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものと定義されている。

個人番号は、住民票を有する全ての人に対して、1 人 1 番号の個人番号を住所地の市町村長が指定し割り当てられている。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わらないものである。

また、社会保障・税及び災害対策という 3 分野で個人番号は利用され、番号法第 15 条により定められた用途以外では、他人に個人番号を教えてもらうことは禁止されている。

##### 【参考】◆番号法第 2 条（定義）

第 2 条第 5 項 この法律において「個人番号」とは、第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

##### ◆（提供の求めの制限）

第 15 条 何人も、第 19 条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第 20 条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

#### ② 特定個人情報

特定個人情報とは、番号法第 2 条第 8 項により、個人番号（個人番号に対し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号（住民票コードは除く）を含む個人情報であると定義されており、個人番号単体のほか、個人番号が記載された書類、個人番号が記録された電子ファイル、個人番号が表示された画面などがこの情報に該当する。

また、個人番号をもとに名寄せされる危険性があるため、一般の個人情報に比し、番号法で厳格な措置が講じられている。

##### 【参考】◆番号法第 2 条（定義）

第 2 条第 8 項 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条並びに第 67 条並びに附則第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

### ③ 情報提供等記録

情報提供等記録とは、番号法第 23 条により、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令に定める期間保存しなければならないものと定義されている。

これにより、情報提供ネットワークシステムを介し、どのような情報連携があったかを確認することができる。

【参考】◆番号法第 23 条（情報提供等の記録）

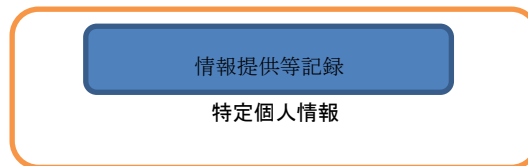
第 23 条 情報照会者及び情報提供者は、第 19 条第 7 号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- (1) 情報照会者及び情報提供者の名称
- (2) 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- (3) 特定個人情報の項目
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- (1)～(4) 〔略〕

図：特定個人情報と情報提供等記録



### 【現行の条例】

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2)・(3) 〔略〕

## (2) 措置要求の適用除外に関すること

特定個人情報、番号法第 19 条各号により明確に提供できる場合が制限されるため、措置要求については適用除外とすることが妥当である。

現行の条例第 7 条第 2 項では、他の実施機関等に提供される個人情報について、利用目的以外の利用や漏洩等を防止するため、受領者に対し指示、所要の報告等の措置を講ずることが求められている。

一方で、特定個人情報は、番号法第 19 条各号により明確に提供できる場合が制限されるため、番号法第 29 条及び第 30 条では、行政機関等が保有する特定個人情報及び情報提供等記録に関する措置要求については、行政機関個人情報保護法第 9 条等において適用除外をするように読み替えられている。

については、現行の条例の改正にあたっては、番号法第 31 条の趣旨を踏まえ、同法第 29 条及び第 30 条の規定に準じて、実施機関が保有する特定個人情報及び情報提供等記録に関する措置要求については、適用除外することが妥当である。

【参考】◆番号法第 29 条及び 30 条読替後の行政機関個人情報保護法第 9 条（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 9 条の規定は適用しない。

### 【現行の条例】

(提供の制限)

第 7 条 〔略〕

2 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等について制限を付し、又は適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 〔略〕

【参考】

1 島根県個人情報保護審査会の審議状況

会議名	開催日	審議事項等
第64回 個人情報保報審査会	平成26年12月18日	・諮問 ・審議（目的外利用の制限、提供の制限等）
第65回 個人情報保護審査会	平成27年1月15日	・審議（開示請求に係る費用負担の減免、番号法に関する定義等）
第66回 個人情報保護審査会	平成27年2月19日	・審議（開示・訂正・利用停止に関すること等） ・答申骨子案の審議
第67回 個人情報保護審査会	平成27年3月19日	・答申案の審議
第68回 個人情報保護審査会	平成27年4月30日	・答申案の審議・決定

2 島根県個人情報保護審査会の委員等名簿

氏名	職	備考
永松 正則	島根大学法文学部 准教授	(会長代理)
藤田 達朗	島根大学理事・副学長	(会長)
マユーあき	島根県立大学短期大学部 教授	
丸山 創	弁護士	
横地 正枝	行政書士	